

平成25年6月10日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
における懲戒処分の公表について

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構において、以下の事案により職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 事案の概要について

当該職員は、平成20年度から4年間、研究助成財団から200万円の助成金を受けたが、個人経理が機構の規程で禁じられていることを認識していたにもかかわらず、本機構への寄附手続きをせず個人経理を行った。

また、当該職員は本機構の用務による旅費等を受けたが、同財団からも旅費等を受取る不適切な行為を行った。

これらの行為は、本機構の社会的信用を失墜させ、かつ本機構の諸規程等に違反するものであり、重大な非違行為であることから当該職員に対して懲戒処分を行った。

なお、不適切な行為で得た助成金の私的流用については特定できず、同財団から助成を受けた200万円については、当該職員から同財団に返還されている。

2 処分量定及び処分年月日について

処分量定：出勤停止3月

処分年月日：平成25年6月7日

3 被処分者の所属及び役職について

所属：国立情報学研究所

役職：教授

4 本機構の対応について

当事案の判明後、コンプライアンス委員会の下に、本機構理事及び弁護士を含む調査委員会を設置し、調査、審理を行い、平成25年6月4日に開催された役員会において、職員の懲戒処分を決定した。

本機構では、研究教育職員の個人経理の禁止について平成16年度に定めた奨学寄附金事務取扱規程により規定するとともに、研究費等の不正防止対策としては、平成19年11月に競争的資金等の適正な管理のための基本方針、平成21年3月に公的研究費

の不正防止計画を作成し、それぞれ周知を図ってきたところである。

また、平成22年2月に作成した研究費等不正使用防止を啓発する職員啓発チラシをホームページに掲載するとともに、毎年内部監査時に不正防止計画が実行されているか研究者に確認を行うなど不正防止に係るモニタリングの強化、啓発活動の推進を積極的に行ってきたところである。

当事案の判明後は、本機構職員に対して研究費の不正使用（個人経理、預かり金、プール金）についての調査を実施するとともに、各センター、各研究所の教授会や教員連絡会などにおいて、教員等個人宛寄附金の適正な取扱いのみならず、不正防止に関する趣旨の周知徹底を図ったところである。

また、各研究所においては助成金等の申請実態を把握するため、個々の職員に報告を義務付けるほか、研究所は寄附金の受入れ決定をしたときは、機構に対する報告を義務付けることとした。

今後、内部監査回数や日数の増加、監査項目の増加や監査チェックリストの見直しを行うなどの監査体制の強化を図り、引き続き不正防止の周知を図ることにより機構を挙げて再発防止に向けた取り組みを行うこととしている。

今回、本機構の研究助成金の取扱いにおいて、不適切な行為があったことは、本機構の社会的信用を失墜させるもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は服務規律の徹底と再発防止に取り組み、機構を挙げて信頼回復に努める所存であります。